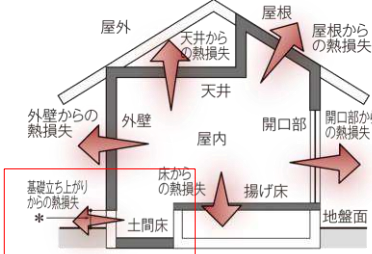
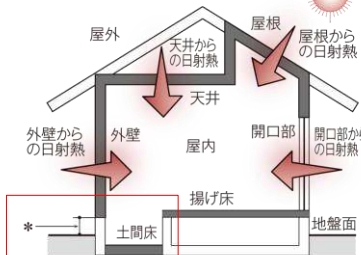
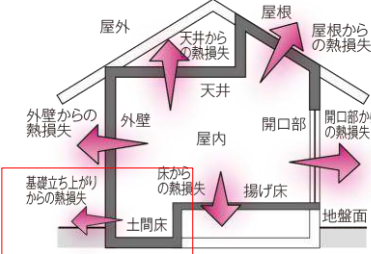
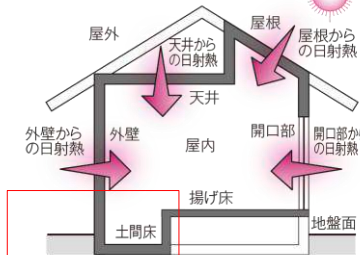
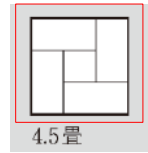
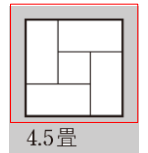


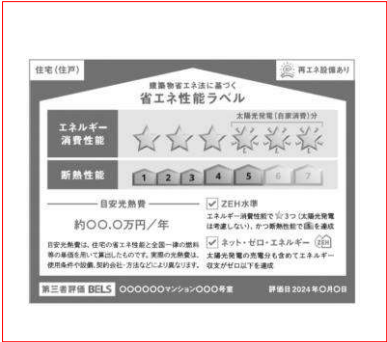
番号	訂正箇所		原 文	訂正文								
	ページ	行										
1	23	表3	<table><tr><td>CO 濃度[ppm]</td></tr><tr><td>0.01～0.2</td></tr><tr><td>5</td></tr><tr><td><u>10</u></td></tr></table>	CO 濃度[ppm]	0.01～0.2	5	<u>10</u>	<table><tr><td>CO 濃度[ppm]</td></tr><tr><td>0.01～0.2</td></tr><tr><td>5</td></tr><tr><td><u>6</u></td></tr></table>	CO 濃度[ppm]	0.01～0.2	5	<u>6</u>
CO 濃度[ppm]												
0.01～0.2												
5												
<u>10</u>												
CO 濃度[ppm]												
0.01～0.2												
5												
<u>6</u>												
2	45	10-11	η_{AC} 値は，屋根・外壁・開口部からの日射熱の影響の程度を示す指標であり，次式で求められる。 挿入	η_{AC} 値は，屋根・外壁・開口部からの日射熱の影響の程度を示す指標であり，次式で求められる ^③ 。								
		23	ばならない ^③ 。	ばならない ^④ 。								
		脚注	挿入 <u>③</u> ⇒ p.204	<u>③</u> 土間床の熱損失量は，その外周部の長さをを用いて計算する。 <u>④</u> ⇒ p.204								

番号	訂正箇所		原 文	訂正文
	ページ	行		
2 続 き	45	図19	 (a) U_A 算定における要素 ■ 外皮の面積に算入される部分 * 地盤面から400mm  (b) η_{AC} 算定における要素	 (a) U_A 算定における要素 ■ 外皮の面積に算入される部分 (開口部を含む)  (b) η_{AC} 算定における要素
3	100	図4	 4.5畳	 4.5畳

番号	訂正箇所		原 文	訂正文
	ページ	行		
4	201	27-31 側注	また、建築物省エネ法^⑥により、延べ面積 300 m² 以上の建築物(住宅以外)は省エネルギー基準^①への適合が義務となり、建築物や建築設備で省エネルギー対策^⑥を講じることが求められる。床面積 300 m² 以上の住宅については、建築主は、エネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画を所管行政庁^⑥に届け出る義務がある^⑦。また、床面積 300 m² 未満の住宅については、原則として、建築士は建築主に対して省エネ基準への適否と、適合しない場合には、適合させるために必要な省エネルギー対策について説明する義務がある。	⑥ 建築主事を置く市町村の区域では市町村長、その他の区域では都道府県知事。 ⑦ 省エネルギー基準に適合せず、所管行政庁が適合の必要性を認める場合、所管行政庁は、適合のための措置を指示・命令できる。
	202	1-3		
			また、建築物省エネ法^⑥により、すべての住宅・建築物の新築・増改築について省エネルギー基準^①への適合が義務となり、建築物や建築設備で省エネルギー対策^⑥を講じることが求められる。建築主は、エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受けて所管行政庁^⑥に届ける必要がある。ただし住宅については、国土交通省が定めた仕様基準に従って、建築物の一次エネルギー消費量基準と外皮性能基準^①への適合を評価する場合は、省エネ適判が不要となる。	⑥ 建築主事を置く市町村の区域では市町村長、その他の区域では都道府県知事。

① → p.204

挿入

番号	訂正箇所		原 文	訂正文
	ページ	行		
4 続き	202	5, 6 側注 1, 2	① ② ① ②	② ① ② ③
5	202	図2(a)	 (a) <u>第三者認証</u>の例 (BELS)	 (a) <u>第三者評価ラベル</u>の例 (BELS)
6	202	15-18 図3	ギーラベル」の一例である。<u>省エネ基準の達成率と目標年度、年間消費電力量やエネルギー消費効率等</u>を示し、<u>★★★★★から★までの5段階</u>で省エネ性能の高い順に表示し、市場における製品の相対的な性能を段階的に表示している。  図 3 統一省エネルギーラベルの例	ギーラベル」の一例である。<u>市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0 から 1.0 までの41段階で評価し</u>、<u>★★★★★から★までの9段階</u>で省エネ性能の高い順に表示し、市場における製品の相対的な性能を段階的に表示している。  図 3 統一省エネルギーラベルの例

番号	訂正箇所		原 文	訂正文
	ページ	行		
7	204	6-7	エネルギー量(基準一次エネルギー消費量)で割った値(BEI^②)が1以下であれば、その建築物の省エネ基準への適合が認められる。 一次エネルギー消費性能：BEI = $\frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^*}{\text{基準一次エネルギー消費量}^*} \leq 1$ エネルギー量(基準一次エネルギー消費量)で割った値(BEI^②)が延べ面積と用途により定められた数値^③以下であれば、その建築物の省エネ基準への適合が認められる。 一次エネルギー消費性能：BEI = $\frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^*}{\text{基準一次エネルギー消費量}^*}$ 削除	
		15-17	住宅の省エネルギー基準への適否を判定する基準には、一次エネルギー消費量基準と外皮性能基準があり、一次エネルギー消費量基準を満たしているかどうかは、上記の BEI と同じ方法によって判定される^④。外皮性能基準には、断熱性能を示す外皮平均熱貫流率 U_A^④と、日射遮蔽率を示す冷房期平均日射熱取得率 η_{AC}^⑤がある。地域区分^⑥ごとに満たすべき U_A と η_{AC} ^{挿入}が示されている。 ^① 化石燃料や原子力燃料、水力などで得られるエネルギーを一次エネルギーといい、電気やガスなどの一次エネルギーを加工して得られるエネルギーを二次エネルギーという。 ^② building energy index ^③ 昇降機エネルギー消費量 E_{SEV} とその他エネルギー消費量 E_M は算入しない。 ^④ → p.45 ^⑤ η_{AC} は 5, 6, 7, 8 地域に示されている。 ^⑥ → p.45	住宅の省エネルギー基準への適否を判定する基準には、一次エネルギー消費量基準と外皮性能基準があり、一次エネルギー消費量基準を満たしているかどうかは、上記の BEI と同じ方法によって判定される^④。外皮性能基準には、断熱性能を示す外皮平均熱貫流率 U_A ^{削除}と、日射遮蔽率を示す冷房期平均日射熱取得率 η_{AC} ^{削除}がある。地域区分ごとに満たすべき U_A と η_{AC} ^{削除}が示されている^⑤。 ^① 化石燃料や原子力燃料、水力などで得られるエネルギーを一次エネルギーといい、電気やガスなどの一次エネルギーを加工して得られるエネルギーを二次エネルギーという。 ^② building energy index ^③ 延べ面積が2000m²未満では用途によらず1.0、延べ面積が2000m²以上では工場等は0.75、事務所・学校・ホテル・百貨店等は0.8、病院・飲食店・集会所等は0.85。 ^④ 昇降機エネルギー消費量 E_{SEV} とその他エネルギー消費量 E_M は算入しない。 BEI≦1とする。 ^⑤ → p.45

			図書の記号・番号	工業 749
番号	訂正箇所		原 文	訂正文
	ページ	行		
7 続き	204	図5	基準一次エネルギー消費量 E_{ST} $\geq$ E_T 設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量 E_{ST} E_T 設計一次エネルギー消費量 削除
8	214	表7	BOD¹⁾ 除去率²⁾ [%]<u>以下</u>	BOD¹⁾ 除去率²⁾ [%]<u>以上</u>
9	214	表7 注 1)	BOD(<u>生物学的</u> 酸素要求量)	BOD(<u>生物化学的</u> 酸素要求量)
10	281	8	磯崎新が受賞している。 挿入	磯崎新, <u>山本理顕</u> が受賞している。
11	後見 返し 6	槇文彦	槇文彦 (1928 ~)	槇文彦 (1928 ~2024)